

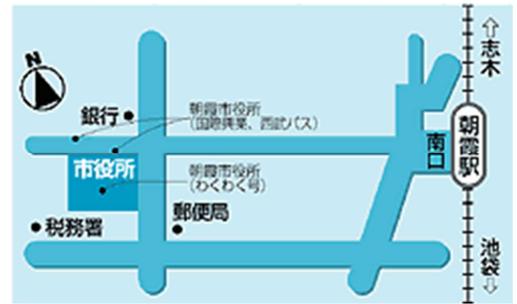
重度心身障害者医療費 精神障害者通院医療費

は次のところで申請ができます。

① 朝霞市役所 障害福祉課

〒351-8501 朝霞市本町 1-1-1
048-463-1111

受付時間	月曜日～金曜日
	午前 8:30～午後 5:15



② 内間木支所

朝霞市大字浜崎 231-1
048-471-1632

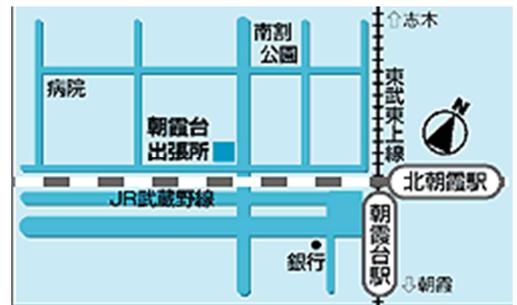
受付時間	月曜日～金曜日
	午前 8:30～午後 5:15



③ 朝霞台出張所

朝霞市西弁財 1-9-26
048-467-1115

受付時間	月曜日・ 水曜日～金曜日	火曜日 (時間延長)	土曜日
	午前 8:30 午後 5:15	午前 8:30 午後 8:00	午前 8:30 午後 5:15



④ 朝霞駅前出張所

朝霞市仲町 2-1-6-101
048-452-6000

受付時間	日曜日	月曜日～水曜日 ・金曜日	木曜日 (時間延長)
	午前 8:30 午後 5:15	午前 8:30 午後 5:15	午前 8:30 午後 8:00



申請には次のものがが必要です。

重度心身障害者医療費： 支給申請書・領収書が必要です。

精神障害者通院医療費： 支給申請書・領収書・上限額管理票が必要です。

* 領収書は原本を提出してください。領収書の返却をご希望の方は申請時にお申し出ください。

※ご来所が困難な場合は、郵送でも申請ができます。郵送の場合は①市役所障害福祉課へお送りください。

医療費のお振込みは原則毎月 15 日になります。15 日までに申請いただくと翌月 15 日にお振込みの予定になります。